

令和 5年度 2月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備考
管路整備課 23100008	R5. 6. 7	岡山丁配水管布設工事	株式会社坂口興業 坂口 秀樹	65,659,000	60,040,200			260	R5. 6. 8 R6. 2. 22	
	R6. 2. 15							298	R5. 6. 8 R6. 3. 31	
下水道施設課 23100013	R5. 6. 21	太田マンホールポンプ2号設備工事	光・テクノ株式会社 新 朝光	48,233,900	43,263,000			284	R5. 6. 22 R6. 3. 31	
	R6. 2. 26							48,286,700	43,310,300	47,300
管路整備課 23100021	R5. 7. 28	出島配水管布設工事	株式会社中山建設 中山 善嗣	76,131,000	69,486,047			210	R5. 7. 29 R6. 2. 23	
	R6. 2. 6							82,676,000	75,449,000	5,962,953
管路整備課 23100022	R5. 7. 20	平尾～口須佐配水管架替工事	有限会社石橋工務店 石橋 洋二	11,671,000	10,684,190			185	R5. 7. 21 R6. 1. 21	
	R6. 1. 18							225	R5. 7. 21 R6. 3. 1	
	R6. 2. 14							10,901,000	9,977,000	△ 707,190
管路整備課 23100025	R5. 8. 3	榎原～古屋配水管布設替工事	良誠工業株式会社 中山 勝裕	83,226,000	76,523,601			200	R5. 8. 4 R6. 2. 19	
	R6. 2. 13							241	R5. 8. 4 R6. 3. 31	
管路整備課 23100027	R5. 8. 17	鳴神配水管布設工事	I. K. Dイケダ設備サービス 池田 直弘	75,405,000	69,294,027			220	R5. 8. 18 R6. 3. 24	
	R6. 2. 7							74,657,000	68,596,000	△ 698,027
管路整備課 23100031	R5. 9. 14	小雑賀3丁目配水管布設替工事	株式会社北内組 北内 丈也	67,430,000	61,648,133			170	R5. 9. 15 R6. 3. 2	
	R6. 2. 28							77,682,000	71,016,000	9,367,867
下水道施設課 23100033	R5. 10. 12	湊南第2雨水ポンプ場3号雨水ポンプ 設備工事	クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社 佐野 晋二	380,142,400	317,835,100			530	R5. 10. 13 R7. 3. 25	
	R6. 2. 2							530	R5. 10. 13 R7. 3. 25	

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100008号
工 事 名	岡山丁配水管布設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ 500mm SP (鋼製鞘管推進工法) 推進工 L= 35.2m φ 400mm DIP PN形 L= 36.7m φ 400mm DIP GX形 L= 21.8m</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり工期変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受注生產品のダクタイトル鋳鉄管 φ 400mmPN形の納入に時間を要し、本工事の工期内完成が困難となりました。</li></ul> <p>以上の理由により、本工事の受注者より建設工事請負契約書第22条第1項に基づき、工期延長請求書の提出があり、受注者の責めに帰すことができない事由があると認められるため、同条第2項及び第24条の規定に基づき、38日間の工期延長をするもの。</p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100013号
工 事 名	太田マンホールポンプ2号設備工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	機械設備工事・電気設備工事 着脱式水中汚水ポンプ 2台 口径100mmまたは150mm×1.779m <sup>3</sup> /min×11.0m×5.5kW その他付帯設備 一式  土木工事 マンホールポンプ場整備工 一式  付帯工事 一式
変更の理由	土木工事において、和歌山県海草振興局との協議を行った結果、太田マンホールポンプ2号設備用地の場内排水を大門川に放流するにあたり、洗堀防止コンクリートを施工するように指示があった。 上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に該当するため、第18条第5項及び第25条の規定を適用し、増額変更を行いたい。

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100021号
工 事 名	出島配水管布設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ300mm DIP GX形 L=382.3m 消火栓設置工 1箇所 連絡配管工 1式
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <p>一部工事区間について、昼間施工では、交通規制による交通渋滞の影響が大きく、沿線の出入りが困難になったため、夜間施工に変更したことによる増額。</p> <p>以上の理由により、工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき、精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるので、同契約書第18条第5項及び第25条の規定による増額変更を行いたい。</p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第 23100022 号
工 事 名	平尾～口須佐配水管架替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ100mm DIP GX形 L=41.8m 仮設配管撤去工 1式
変更の理由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・添架部両端において、現場状況の変更により防護コンクリートの設置が困難になり、協議の結果本市河川港湾課にてスラスト受け金具を設置したことから本工事の防護コンクリートが不要となったため、管布設土工が減工となった。</li></ul> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の規定を適用し、減額変更とするもの。</p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100025号
工 事 名	榎原～古屋配水管布設替工事
変更後の工事場所	和歌山市榎原地内から古屋地内まで
変更後の工事概要	<b>【布設替】</b> φ200mm DIP GX形 L= 6.5m φ150mm DIP GX形 L=278.8m φ100mm DIP GX形 L= 18.1m 給水管切替工 17箇所 仮設配管工 1式 消火栓設置工 1箇所 既設管撤去工 1式
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり工期変更となります。</p> <p>・鉦滓による強固な路盤であったため作業能率が低下し、1日あたりの施工量が減少した。</p> <p>以上の理由により、本工事の受注者より建設工事請負契約書第22条第1項に基づき、工期延長請求書の提出があり、受注者の責めに帰すことができない事由があると認められるため、同条第2項及び第24条の規定に基づき、41日間の工期延長をするもの。</p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100027号
工 事 名	鳴神配水管布設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ400mm DIP GX形 L=299.0m
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現場発生土に鉋さいが含まれていたことから、その処分費を追加する費用が生じたことによる管布設土工費の増額。</li><li>・既設舗装版厚が想定以上であったため、全層打替工から切削工に変更したことによる舗装本復旧工費の減額。</li></ul> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の規定を適用し、減額変更とするもの。</p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第 23100031 号
工 事 名	小雑賀3丁目配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200mm DIP GX形 L=175.0m φ100mm DIP GX形 L=28.0m 連絡工 1式 消火栓設置工 1箇所 給水管切替工 10箇所 既設管撤去工 1式</p>
変更の理由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <p>・試験掘を行ったところ管布設の掘削深より浅い位置に地下水が確認され、関連工事を行う和歌山県海草振興局とウェルポイントの設置等について協議を行った結果不測の日数を要した。また上記の施工に伴い地下水水位低下工の増工。</p> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同条第4項第3号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の規定を適用し、増額変更とするもの。また同契約書第22条第1項に基づき、工期延長請求書の提出があり、受注者の責めに帰すことができない事由があると認められるため、同条第2項及び第24条の規定に基づき、70日間の工期延長をするもの。</p>



年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100033号
工 事 名	湊南第2雨水ポンプ場3号雨水ポンプ設備工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	機械設備工事 No.3雨水ポンプ設備（口径1,350mm） 1台 その他附帯設備 一式
変 更 の 理 由	<p>本工事の機器設計・製作を行う上で、別途発注工事である湊南第2雨水ポンプ場電気設備増設工事の受注者との協議が必要ですが、電気設備増設工事の契約に遅れが生じたことから、本工事についても当初の工程通りに進めることが不可能になったため、債務負担額の年度割を変更する必要が生じた。</p> <p>上記理由により、工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき精査した結果、同条第4項第3号に該当すると認められたため、同第19条を適用し内容変更を行うものである。</p>